

2. 事務分掌

(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設けるものに限りに適用する。)

(令和3年3月31日現在)

経営企画室

- (1) 上下水道事業に係る経営に関すること。
- (2) 上下水道事業に係る中長期計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) 上下水道統合に伴う総合調整等に関すること。
- (4) 水道事業の広域化に関すること。
- (5) 大阪広域水道企業団に関すること。

総務課

- (1) 公印、文書の管理及び秘書事務に関すること。
- (2) 局及び部の庶務に関すること。
- (3) 人事考課及び職員の進退、賞罰、任免、服務に関すること。
- (4) 給与制度その他労働条件及び労働組合に関すること。
- (5) 公務災害及び安全衛生に関すること。
- (6) 職員の給与及び福利厚生に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 議会に関すること。
- (9) 管理規程の制定、改廃の審査及び例規集に関すること。
- (10) 電子計算機器等の効率的利用及び運営管理に関すること。
- (11) 他の課の主管に属さないこと。

管財課

- (1) 庁舎の維持管理に関すること。
- (2) 自動車(原動機付自転車を含む)の集中管理、事故処理、損害保険に関すること。
- (3) 不動産、動産、物品等売買、賃借、資材購入及び請負の契約に関すること。
- (4) 固定資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (5) 火災及び損害保険(車両関係除く)に関すること。
- (6) 地球温暖化対策実行計画に関すること。

- (7) 工事検査に関すること。
- (8) 設計審査等に関すること。

経理課

- (1) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (2) 予算原案、財務諸表及び決算書の作成に関すること。
- (3) 収入及び支出の事務審査に関すること。
- (4) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (5) 固定資産の評価及び減価償却に関すること。
- (6) 局の予算及び経理に関すること。
- (7) 計理状況の報告に関すること。
- (8) 消費税の申告及び納付に関すること。

お客様サービス課

- (1) 開閉栓業務に関すること。
- (2) メーターに関すること。
- (3) 水道料金等の調定に関すること。
- (4) 検針業務委託業者との連絡調整に関すること。

営業システム課

- (1) 上水道料金業務システムに関すること。
- (2) 業務統計に関すること。
- (3) 調定日計表の取りまとめに関すること。
- (4) 営業関連業務の企画調整に関すること。

収納対策課

- (1) 水道料金等の収納及び還付等に関すること。
- (2) 営業前受金の収納及び還付等に関すること。
- (3) 収入日計表に関すること。
- (4) 水道料金の収納事務の委託に関すること。
- (5) 口座振替及び納付制による水道料金の収納及び精算に関すること。
- (6) 停水処分に関すること。
- (7) 中、東地区の窓口業務に関すること。

施設整備課

- (1) 水道施設等の実施計画に関すること。
- (2) 許・認可事業の申請等に関すること。
- (3) 水道施設の指針及び基準に関すること。
- (4) 部の庶務に関すること。
- (5) 水道施設等の設計に関すること。
- (6) 水道施設工事の施行、監督、精算に関すること。
- (7) 給水の停止及び制限、断水の広報及び応急給水に関すること。
- (8) 水道管路図面等及び水道管路に付属する情報の整備、更新に関すること。
- (9) 地下埋設協議及び調整等に関すること。
- (10) 配水管網整備工事等に伴う道路掘削などの許可申請並びに継続申請に関すること。
- (11) 他の課及びセンターの主管に属さないこと。

給水課

- (1) 給水の停止及び制限、断水の広報及び応急給水に関すること。
- (2) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (3) 給水装置工事申請の設計、審査、検査及び加入金、手数料、給水装置工事費の収入及び還付手続きの調定に関すること。
- (4) 給水装置工事施工に係る道路掘削などの許可申請並びに継続申請に関すること。
- (5) 貯水槽水道に関すること。
- (6) 給水原簿の管理に関すること。

維持管理課

- (1) 給水の停止及び制限、断水の広報及び応急給水に関すること。
- (2) 水圧の調整及び水圧測定に関すること。
- (3) 配水管等の維持管理に関すること。
- (4) 私有小管等を含む給水装置の修繕及び応急処置に関すること。
- (5) 維持・修繕工事等に伴う道路掘削等の許可申請及び継続申請に関すること。

配水管理センター

- (1) 配水管理センターの危機管理体制確立に関すること。
- (2) 浄・配水施設及び拠点給水施設の維持管理に関すること。
- (3) 受水及び分水契約に関すること。
- (4) 浄・配水施設等の維持管理、更新、改良工事に伴う設計施工、監督、精算に関すること。
- (5) 水運用に伴う取水、受水、送水に関すること。
- (6) 水質検査に関すること。

3. 職員配置表

令和3年3月31日

所 属	事務職員	技術職員	合 計		
			小 計	部 計	
上 下 水 道 局	0	1	1	1	
経 営 企 画 室	1	5	6	6	
水 道 総 務 部		3	4	73	
	総 務 課	9	0		9
	管 財 課	7	2		9
	経 理 課	7	0		7
	お 客 様 サ ー ビ ス 課	15	5		20
	営 業 シ ス テ ム 課	5	0		5
収 納 対 策 課	16	3	19		
水 道 施 設 部		0	4	76	
	施 設 整 備 課	2	24		26
	給 水 課	3	13		16
	維 持 管 理 課	4	15		19
配 水 管 理 セ ン タ ー	1	10	11		
合 計	73	83	156		

※管理者を除く。会計年度任用職員含む。

4. 勤続年数別職員構成

令和3年3月31日

区分 勤務年数	事務職員	技術職員	合 計	比 率
1年未満～5年未満	8	16	24	15.4%
5年～10年未満	9	20	29	18.6%
10年～15年未満	4	12	16	10.3%
15年～20年未満	9	2	11	7.1%
20年～25年未満	10	4	14	9.0%
25年～30年未満	3	2	5	3.2%
30年～35年未満	5	5	10	6.4%
35年以上	25	22	47	30.1%
合 計	73	83	156	
平均勤続年数			21	

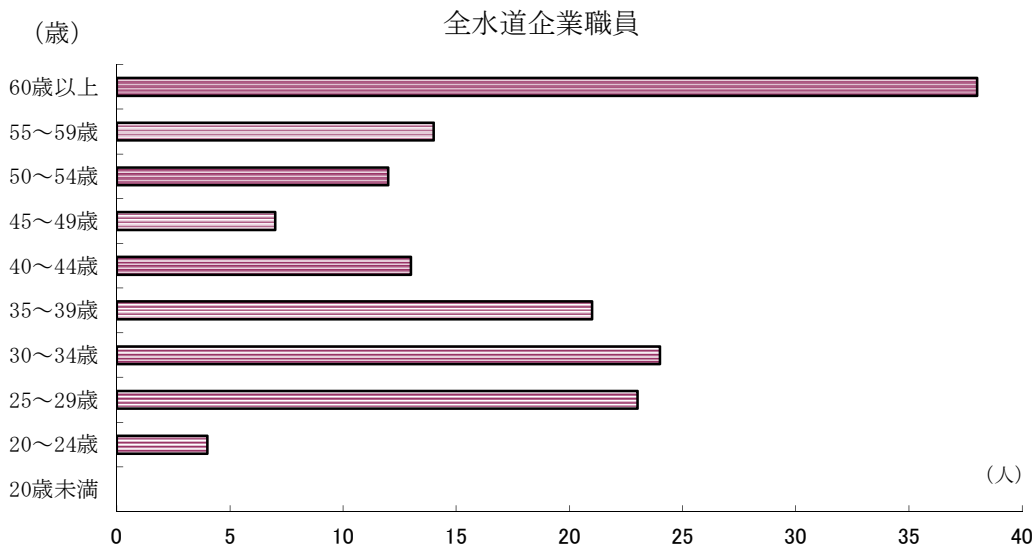
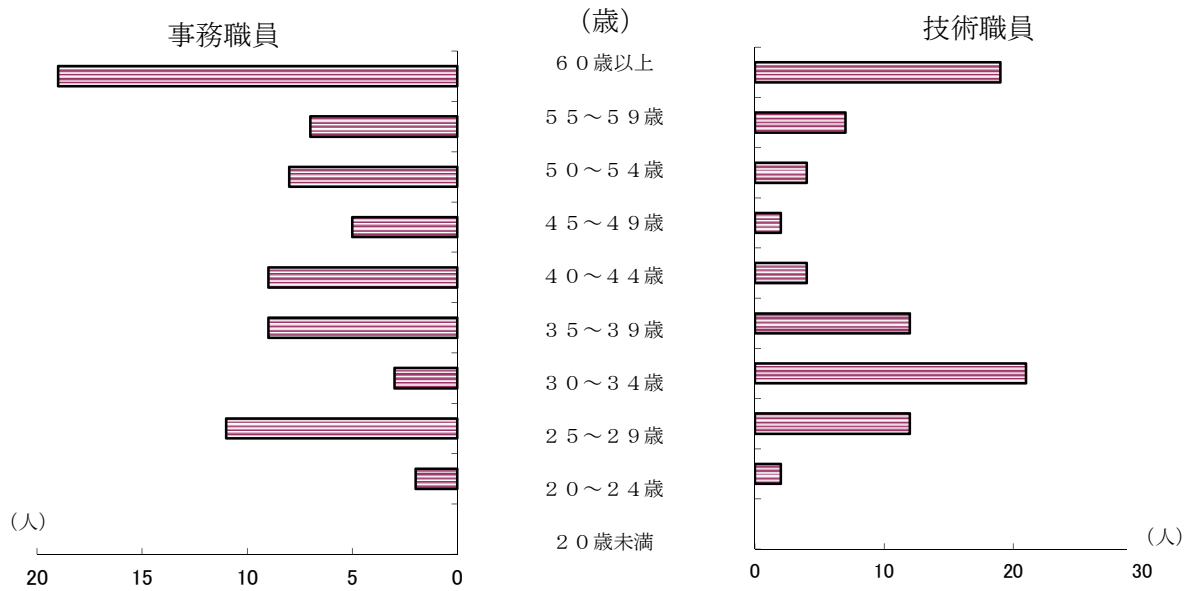
※管理者を除く。会計年度任用職員含む。

5. 年齢別職員構成

令和3年3月31日

区分 年齢	事務職員	技術職員	合計	比率
20歳未満	0	0	0	0.0%
20～24歳	2	2	4	2.6%
25～29歳	11	12	23	14.7%
30～34歳	3	21	24	15.4%
35～39歳	9	12	21	13.5%
40～44歳	9	4	13	8.3%
45～49歳	5	2	7	4.5%
50～54歳	8	4	12	7.7%
55～59歳	7	7	14	9.0%
60歳以上	19	19	38	24.4%
合計	73	83	156	
平均年齢			44.3	

※管理者を除く。会計年度任用職員含む。



第8章 広報

1. 広報活動

名称	実施日	対象	場所	内容	実績
第62回水道週間 (6/1～6/7)	5/15～6/7	市民等	-	水道週間ポスター配布（市内小中学校、市関係施設）、懸垂幕の掲示（菱屋西配水場）、電光表示板への掲載、のぼりの設置（水道庁舎）、ホームページへの掲載、市政だより（6月1日号）への掲載	-

2. 広報紙発行

発行物	配布日	配布先	内容	部数
水さき案内22号	R3. 1. 23	2/1号市政だより同時配布	水道サービスセンターの開設、水道管の凍結防止、給水装置改造等申込み、水道事業のお金の流れについて、水道料金及び下水道使用料の福祉減免制度廃止について、連絡先	発行部数 188,500部